契　約　書（案）

名称	統合基盤2021に係るマイクロソフト社ソフトウェア使用料
場所	姫路市役所
ソフトウェア使用期間	令和9年1月1日から令和13年12月31日まで（長期継続契約）
契約金額	月額　＊＊＊＊＊円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）
契約保証金額	
契約不適合責任期間	目的物引渡しの日から　1　年間
附帯事項	

令和8年12月16日

甲　注文者　　姫路市

姫路市長　清元　秀泰　　㊞

乙　契約相手方　住所

氏名　　㊞

乙　代理人　　住所

氏名　　㊞

頭書について、以下の条項に従って、信義を守り、誠実に契約を履行する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。
（契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合にあっては、当事者が当該電磁的記録に総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号イに規定する電子署名を行った上で、各自当該電磁的記録を保有する。）

契約約款

（総則）

第１条　乙は、この約款（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の仕様書、図面及び現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　仕様書に定めのない細部の事項については、甲は乙に対して書面により指示するものとする。

（契約の保証）

第２条　乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第４号の場合においては、その保険証書を甲に寄託しなければならない。

⑴　契約保証金の納付

⑵　契約保証金に代わる担保となる国債の提供

⑶　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

⑷　この契約による債務の不履行により生ずる損害を塡補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、契約金額（頭書の契約月額に消費税及び地方消費税相当額を加え、１２を乗じた額をいう。以下同じ。）の１０分の１以上としなければならない。

３　第１項第１号の契約保証金には利子は付けない。

４　乙が第１項第３号又は第４号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第２８条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、乙が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の１０分の１に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

７　甲は、この契約が履行されたとき、又は第２０条第１項、第２４条若しくは第２５条の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された国債を含む。）を乙に還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（物件の納入等）

第４条　乙は、使用期間の開始日（以下「使用開始日」という。）までに、この約款及び仕様書に基づき物件を納入し、甲の使用に供しなければならない。

２　甲は、乙が物件を納入したときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙から物件の引渡しを受けたものとする。

３　乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に再度ライセンス取得手続を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

（契約不適合責任）

第５条　甲は、納入された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、再度ライセンス取得手続による履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（物件の管理責任等）

第６条　甲は、物件を善良な管理者の注意をもって保管し、又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は甲の通常の業務の範囲外に使用してはならない。

２　甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、点検及び修理等を行い、その費用を負担するものとする。

（物件の調査）

第７条　乙は、契約期間中、甲の承諾を得て、物件の納入場所に立ち入って、物件の現状、運転状況及び保管状況を調査することができる。

（物件の滅失又は毀損）

第８条　契約が終了するまでに生じた、甲の責めに帰すべき事由に基づく物件の滅失又は毀損については、甲がその責めを負うものとする。

２　甲の責めに帰すべき事由に基づいて物件が滅失したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

３　前項の場合においては、当該損害に係る費用の支払の完了と同時にこの契約は終了し、通常の損耗及び減耗、天災その他甲及び乙の双方の責めに帰すことができない事由又は乙の責めに帰すべき事由に基づいて物件の全部又は一部が滅失した場合においては、直ちにこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失したときは、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

４　物件が毀損したときは、甲と乙とが協議の上、次の各号のいずれかの措置をとるものとし、その費用は、甲の責めに帰すべき事由に基づいて物件が毀損した場合は甲が負担し、通常の損耗及び減耗又は乙の責めに帰すべき事由に基づいて物件が毀損した場合においては乙が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

⑴　物件を完全な状態に復元し、又は修理する。

⑵　物件と同等な状態又は性能の同種物件と取り替える。

５　前４項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他甲及び乙の双方の責めに帰すことができないものである場合は、甲と乙が協議して損害の負担について定める。

（転貸の禁止）

第９条　甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があったときは、この限りでない。

（契約の変更）

第１０条　甲は、この契約締結後の事情により、この契約の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、賃貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の履行の一時中止）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、中止内容を乙に通知して、この契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

２　甲は、前項の規定により、この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、賃貸借期間若しくは契約金額を変更し、又は乙がこの契約の履行の再開に備えこの契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（使用料の支払）

第１２条　使用料は、月額＊＊＊＊＊円とし、毎月支払うものとする。なお、仕様書に定める場合を除き、月の途中から物件の使用を開始するとき又は甲の責めに帰することができない事由により甲が物件の使用を開始することができなかったときの賃借料は、甲が使用した日数につき、その月の暦日数に基づく日割計算によって算出した額とする。

２　乙は、毎月の賃借料について、毎月末以後、甲に対して支払を請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から３０日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

（公租公課）

第１３条　物件に係る公租公課は、乙が負担する。

（一般的損害）

第１４条　この契約の履行について生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、別に定めがある場合を除き、乙の負担とする。ただし、当該損害（損害保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担しなければならない。

２　前項の場合その他この契約を履行するにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

（甲の任意解除権）

第１５条　甲は、この契約が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約である場合においては、使用開始日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る甲の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除したことにより乙に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定めるものとする。

（甲の催告による解除権）

第１６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　正当な理由なく、使用開始日までに物件の引渡しが完了しないとき。

⑵　正当な理由なく、第５条に規定する履行の追完がなされないとき。

⑶　引き渡された物件に契約不適合がある場合において、これによって、契約の目的が達成できないとき。

⑷　乙及びその他使用人が、甲の監督又は検査に際して、その職務の執行を妨げたとき。

⑸　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第１７条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第３条の規定に違反し、この契約に係る賃借料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。

⑵　物件を納入することができないことが明らかであるとき。

⑶　乙がこの契約に係る債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑷　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

⑸　物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

⑹　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑺　第１１号に規定する排除対象業者に賃借料支払請求権その他甲に対する債権を譲渡したとき。

⑻　第１９条又は第２０条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑼　この契約を履行する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

⑽　乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

⑾　乙が次のいずれかに該当する者（以下「排除対象業者」という。）であるとき。

ア　暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成２４年姫路市条例第４９号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員が役員（法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）

ウ　暴力団員を相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。）として使用し、又は代理人として選任している者

エ　次に掲げる行為をした者を、役員等（法人等にあっては役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。）としている者

（ア）　自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為

（イ）　暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為

（ウ）　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為

（エ）　(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

⑿　乙が正当な理由なく、第３３条第１項に規定する情報の提供を拒んだとき。

⒀　乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第４条第１項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。

⒁　個人情報取扱特記事項又は特定個人情報等取扱特記事項の定めがある場合は、これらに違反したとき。

２　甲は、前項各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この契約を解除した場合において乙に損害が生じても、その責めを負わない。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１８条　甲は、第１６条各号又は前条第１項各号に掲げる場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第１９条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第２０条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

⑴　第１０条の規定によるこの契約の内容の変更のため、契約金額が３分の１以上増減したとき。

⑵　第１１条第１項の規定によるこの契約の履行の中止の期間が賃貸借期間の３分の１以上に達したとき。

⑶　甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２１条　乙は、第１９条に規定する場合又は前条各号に掲げる場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第２２条　甲は、第１５条から第１７条まで、第１９条又は第２０条の規定によりこの契約が解除された場合において、契約の履行の完了部分に相応する賃借料を乙に支払わなければならない。この場合において、契約の履行の完了部分が１月に満たない時は、甲が使用した日数につき、その月の暦日数に基づく日割計算によって算出した額とする。

２　第１５条から第１７条まで、第１９条又は第２０条の規定によりこの契約の解除があった場合における物件の返還又は所有権の移転については、甲乙協議の上定めるものとする。

（甲の損害賠償請求等）

第２３条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

⑴　使用開始日までに物件を引き渡すことができないとき。

⑵　物件に契約不適合があるとき。

⑶　前２号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

⑴　第１６条又は第１７条第１項の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　乙がその債務の履行を拒否したとき。

３　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定する再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

４　第１項各号又は第２項各号に掲げる場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項又は第２項の規定は適用しない。

５　甲は、第１項第１号の規定に該当することにより生じた損害の賠償を請求するときは、遅延日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額）につき、年３パーセントの割合で計算した額を請求することができる。ただし、特別の理由があると認めるときは、当該額の範囲内で相当と認める額を請求することができるものとする。

６　前項の規定による遅延日数の計算については、検査に要した日数は算入しない。検査の結果、不合格となった場合におけるその修理又は取替えをさせるために甲が第１回目に指定した日数についても同様とする。

７　第２項の場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

８　甲は、前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

９　第１項又は第２項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

１０　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

１１　第９項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

第２４条　乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第４号又は第５号に該当したときは、契約金額の１０分の２に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

⑴　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第２条第２項に規定する団体をいう。次号において同じ。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

⑵　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

⑶　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

⑷　刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

⑸　刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第２号に該当した

ときは、前項に規定する契約金額の１０分の２に相当する額の賠償金のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。

⑴　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

⑵　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　前２項の規定は、甲に実際に生じた損害の額がそれぞれ同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が、その超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

４　前条第９項から第１１項までの規定は、第１項又は第２項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金について準用する。

（乙の損害賠償請求等）

第２５条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

⑴　第１９条又は第２０条の規定によりこの契約が解除されたとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第２６条　甲は、納入された物件に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能な期間をいう。）内でなければ、契約不適合を理由とした請求等をすることができない。

２　請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

３　甲が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

４　甲は、請求等をしたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　甲は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　甲は、引渡しを受けた物件の契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持）

第２７条　乙は、この契約の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（役員等に関する情報提供及び情報の利用）

第２８条　甲は、乙が排除対象業者でないことを確認するため、乙に対して、役員等の名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその提出を拒んではならない。

２　甲は、前項の規定による確認に当たり、乙から提供された情報を所轄の警察署に提供し、その意見を聴くことができる。

３　甲は、姫路市暴力団排除条例第７条の趣旨に従い排除対象業者を排除するため、前項の意見を、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

（不当介入に対する措置）

第２９条　乙は、この契約の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約）

第３０条　この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第２３４条第５項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成された場合において、この契約に施された電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成１５年総務省令第４８号）第２条第２項第１号イに規定する電子署名をいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和３年総務省告示第１４６号）第２条第１項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあっては同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあっては同日から効力を生ずるものとする。

（契約外の事項）

第３１条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。